

奈良県告示第二百九十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十二年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第二六〇号	蒸製てい角粉	13蒸製てい角粉	窒素全量 一三・〇	該当なし	平成二十七年九月十一日	株式会社ニシダ 生駒郡斑鳩町興留九丁目五番七号
第七二六号	混合有機質肥料	有機混合肥料79号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 九・〇	公定規格のとおり	平成二十四年九月二十一日	志野作司 磯城郡三宅町字但馬三四二の三
第五二八号	肉かす粉末	8・0肉かす粉末	窒素全量 八・〇	該当なし	平成二十七年十二月九日	志野作司 磯城郡三宅町字但馬三四二の三
第五二九号	肉骨粉	8・0肉骨粉	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	該当なし	平成二十七年十二月九日	志野作司 磯城郡三宅町字但馬三四二の三



号 第五三八	号 第五三七	号 第五三六
粉 蒸製皮革	蒸製骨粉	蒸製骨粉
粉 蒸製皮革 10・0	2号 蒸製骨粉 21・0	蒸製骨粉 23・0
窒素全量 一〇・〇	窒素全量 三・五 りん酸全量 二一・〇	窒素全量 三・五 りん酸全量 二三・〇
該当なし	該当なし	該当なし
平成二十 七年十二 月九日	平成二十 七年十二 月九日	平成二十 七年十二 月九日
志野作司 磯城郡三宅町 字但馬三四二 の三	志野作司 磯城郡三宅町 字但馬三四二 の三	志野作司 磯城郡三宅町 字但馬三四二 の三